

◎独占禁止法違反の下記業者について、下記期間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：①九州電力株式会社
②九電みらいエナジー株式会社
③関西電力株式会社
④中国電力株式会社
業者の住所：①福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号
②福岡県福岡市中央区薬院3丁目2番23号KMGビル
③大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
④広島県広島市中区小町4番33号
2. 指名停止措置期間：①②③令和5年4月28日～令和5年5月27日
(1ヵ月)
④ 令和5年4月28日～令和5年6月27日
(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、公正取引委員会が令和5年3月30日(木)に、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったとして、関係事業者に対して排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったものである。九州地方整備局管内においては、九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)、中国電力(株)及び関西電力(株)が、互いの供給区域内の官公庁入札において電気料金の水準の引き上げを行った。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる上記4社が独占禁止法第3条に違反したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「措置要領」と総称する。)の別表第2第5号(下記参照)に該当する。また、①②③については指名停止等の措置要領の運用基準第7第四号(下記参照)に基づき、指名停止期間を2分の1とする。
従って、本件については、①②③に対して指名停止1ヵ月を、④に対して指名停止2ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措置要件	期間
5 (独占禁止法違反行為) 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

<指名停止等の措置要領の運用基準(抜粋)>

7 別表第2関係

四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局(福岡市博多区博多駅東2-10-7)
代表：092-471-6331
総務部契約課長 小柳 康孝 (内線 2511)
(契約課直通：TEL 092-476-3509)
港湾空港関係
総務部契約管理官 坂本 起朗 (内線 290)
(経理調達課直通：TEL 092-418-3345)